法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法律第六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「四歳」を「三歳」に改める。

第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

別表第一のうち二　総領事館の表アジアの項中「在ダバオ日本国総領事館　フィリピン　ダバオ」を「在ダバオ日本国総領事館　フィリピン　ダバオ　在ダナン日本国総領事館　ベトナム　ダナン」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	700,000	640,000	606,400	586,500	556,700	507,100	457,500	407,800	368,100	348,300	328,400	308,600
	インドネシア	570,000	480,000	456,100	439,400	414,400	372,600	330,900	289,100	255,700	239,000	222,300	205,600
	カンボジア	620,000	600,000	562,900	542,400	511,600	460,300	409,000	357,700	316,700	296,200	275,700	255,200
	シンガポール	690,000	620,000	575,100	552,100	517,600	460,100	402,600	345,100	299,100	276,100	253,100	230,100
	スリランカ	550,000	530,000	504,100	486,500	460,000	415,900	371,800	327,700	292,400	274,800	257,100	239,500
	タイ	690,000	580,000	542,100	520,400	487,900	433,700	379,500	325,300	281,900	260,200	238,500	216,900
	大韓民国	690,000	580,000	546,100	524,300	491,500	436,900	382,300	327,700	284,000	262,100	240,300	218,500
	中華人民共和国	830,000	660,000	615,800	591,900	556,200	496,600	437,000	377,500	329,800	306,000	282,100	258,300
	ネパール	670,000	650,000	615,700	597,500	570,200	524,700	479,200	433,700	397,300	379,100	360,900	342,700
	パキスタン	720,000	670,000	640,800	623,300	597,200	553,600	510,000	466,500	431,600	414,200	396,700	379,300
	バングラデシュ	740,000	720,000	686,800	666,100	635,100	583,400	531,700	480,100	438,700	418,000	397,400	376,700
	東ティモール	720,000	700,000	662,400	641,900	611,100	559,900	508,700	457,400	416,400	395,900	375,400	355,000
	フィリピン	620,000	520,000	491,700	473,100	445,100	398,400	351,700	305,100	267,700	249,100	230,400	211,800
	ブータン	660,000	640,000	606,400	586,500	556,700	507,100	457,500	407,800	368,100	348,300	328,400	308,600
	ブルネイ	580,000	560,000	521,100	500,300	469,000	416,900	364,800	312,700	271,000	250,100	229,300	208,500
	ベトナム	570,000	520,000	486,200	467,900	440,300	394,400	348,500	302,600	265,800	247,500	229,100	210,800
	マレーシア	550,000	500,000	464,500	445,900	418,100	371,600	325,200	278,700	241,500	223,000	204,400	185,800